

## 島根県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、島根県内の市町村が実施する高等職業訓練促進給付金等事業を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「職業訓練資金」という。）を貸し付けることにより、ひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 職業訓練資金の貸付けは、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

### (貸付けの種類および貸付額)

第3条 職業訓練資金は、給付金の支給を受ける者に貸し付ける「入学準備金」及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける「就職準備金」とする。

2 貸付額は、「入学準備金」については500,000円以内とし、「就職準備金」については200,000円以内とする。

### (貸付対象)

第4条 職業訓練資金貸付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県内に住民登録をしている者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」という。）の支給を受ける者とする。
- (2) 養成機関での課程修了後、島根県内において取得した資格を必要とする業務に従事しようとする者とする。

### (貸付利子)

第5条 貸付金の利子は、保証人を立てる場合無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

### (貸付申請)

第6条 職業訓練資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている

自治体の母子父子自立支援員を経由して、所定の期日までに県社協会長に申請しなければならない。

- (1) ひとり親家庭職業訓練資金貸付申請書（様式第1号）
  - (2) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
  - (3) ひとり親家庭職業訓練資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
  - (4) 世帯全員の記載のある住民票
- 2 「入学準備金」の申請にあたっては、前項に掲げる書類に加えて、養成機関に在学していることを証明する書類を添付しなければならない。
  - 3 「就職準備金」の申請（養成機関の課程修了後に限る。）にあたっては、第1項に掲げる書類に加えて、養成機関の課程を修了したことを証明する書類および取得した資格を証明する書類を添付しなければならない。

（連帯保証人）

- 第7条 第6条第4項の連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第19条の規定による延滞利息を包含するものとする。
- 2 前項の連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有するものでなければならない。なお、申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人でなければならない。

（貸付けの決定等）

- 第8条 県社協会長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、職業訓練資金の貸付けの適否を決定するものとする。
- 2 県社協会長は、前項の規定により職業訓練資金の貸付の適否を決定したときは、遅滞なく、ひとり親家庭職業訓練資金貸付決定通知書（様式第3号）またはひとり親家庭職業訓練資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（貸付資金の交付）

- 第9条 職業訓練資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）が第8条第2項の規定によりひとり親家庭職業訓練資金貸付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、ひとり親家庭職業訓練資金借用書（様式第5号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 2 職業訓練資金は、一括で交付するものとする。

（貸付けの辞退）

- 第10条 借受人は、職業訓練資金の貸付けを辞退しようとするときは、ひとり親家庭職業訓練資金貸付辞退届（様式第6号）を県社協会長に提出しなけれ

ばならない。

(貸付けの取消し)

第11条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は職業訓練資金の貸付けを取消し、ひとり親家庭職業訓練資金貸付取消し通知書(様式第7号)により、借受人および連帯保証人に通知するものとする。

- (1) 入学準備金の貸付を受けた借受人が養成機関を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 職業訓練資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 第4条に規定する者でなくなったとき
- (6) 虚偽その他不正の方法により職業訓練資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- (7) その他職業訓練資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(返還債務の当然免除)

第12条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き当該業務に従事したとき
  - (2) 養成機関の課程を修了した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事し、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき
- 2 前項第1号において、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、業務の従事期間には算入しない。
- 3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、借受人が就業延期届(様式第12号)を県社協会長に提出し、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、第1項第1号および第15条第1項第2号に規定する「養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日」を、「養成機関の課程を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に返還を受けた金額を除く当該各号に定める額の返還の債務を免除することができる。

(1) 死亡または障害により返還の債務を履行することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部または一部

(3) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事したとき。

養成機関の課程を修了した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事した年数を5で除した数値を返還の債務の額に乗じて得た額

(返還債務の免除申請等)

第14条 第12条及び第13条に規定する職業訓練資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練資金返還債務免除申請書（様式第13号）にその理由となる事実を証する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、ひとり親家庭高等職業訓練資金返還債務免除申請書を受理したときは、その事実を確認し、訓練資金の返還の債務を免除することが適当であると認めたときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還免除承認通知書（様式第14号）により、当該免除することが適当ではないと認めたときはひとり親家庭職業訓練資金返還免除不承認通知書（様式第15号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

(返還)

第15条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から6月の据置期間を経過した後4年以内に月賦または半年賦の均等払方式により、貸付けを受けた職業訓練資金を県社協会長に返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

(1) 前条の規定により職業訓練資金の貸付けが取消されたとき

(2) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき

- (3) 県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
  - (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により取得した資格が必要な業務に従事できなくなったとき
- 2 前項により職業訓練資金の返還をしなければならない借受人（返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。）は、ひとり親家庭職業訓練資金返還計画書（様式第8号）を県社協会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第16条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第11条の規定により職業訓練資金の貸付けが取消された後も、引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 養成機関の課程を修了後、他種の養成機関に在学しているとき
- (3) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病、負傷、育児休業その他特別の事由があるとき

（返還猶予申請および承認決定等）

第17条 借受人は、前条の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還猶予申請書（様式第9号）にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、ひとり親家庭職業訓練資金返還猶予申請書を受理したときは、その事実を確認し、訓練資金の返還の債務の履行を猶予することが適当であると認めるときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還猶予承認通知書（様式第10号）により、当該猶予することが適当ではないと認めるときはひとり親家庭職業訓練資金返還猶予不承認通知書（様式第11号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（期間の計算方法）

第18条 職業訓練資金の返還免除額および猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、取得した資格が必要な業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（延滞利子）

第19条 県社協会長は、借受人が正当な事由がなく履行期限までに職業訓練資金を返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき訓練資金の額につき年5パーセントの割合で計算し

た延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利息が払込の請求および督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出等)

第 20 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる届を県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。  
氏名等変更届 (様式第 16 号)
- (2) 休学、退学、停学、留年したとき、その他の処分を受けたとき。  
休学・退学・停学・留年届 (様式第 17 号)
- (3) 復学したとき。  
復学届 (様式第 18 号)
- (4) 養成機関の課程を修了したとき。  
修了届 (様式第 19 号)
- (5) 業務の従事先を変更したとき。  
就業施設等変更届 (様式第 20 号)
- (6) 業務に従事しなくなったとき。  
退職届 (様式第 21 号)
- (7) 求職活動を行ったとき。  
求職活動実施状況届 (様式第 22 号)

2 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、遅滞なく借受人死亡届 (様式第 23 号) その事実を証明する書類を添えて、県社協会長に届け出なければならない。

3 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届 (様式第 25 号) を県社協会長に提出しなければならない。

(報告)

第 21 条 第 16 条第 3 号の規定に基づき返還の債務の履行の猶予を受けている借受人は、毎年 4 月 15 日までに業務従事状況報告書 (様式第 24 号) を県社協会長に提出しなければならない。

(借受人の責務)

第 22 条 借受人は、居住する自治体の母子父子自立支援員等による相談支援および就労支援機関等による就労支援等により、経済的および社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めなければならない。

- 2 借受人および連帯保証人は、県社協会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出または報告の提出を求められたときは、回答または提出および報告を行わなければならない。

(会計経理)

第 23 条 県社協会長は、この事業を行うにあたって、「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分し、経理するものとする。

- 2 この事業を実施している間の貸付金の運用によって生じた運用益および当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、県社協会長が事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された職業訓練資金の全額を県に返還し、返還を受けた県は、その 10 分の 9 に相当する金額を国に返還するものとする。

(その他)

第 24 条 県社協会長は、知事から貸付けに関する状況等について報告を求められた際には、これに応じなければならない。

- 2 この要綱に定めるほか、本事業の実施に必要な事項については別に知事が定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 31 日から施行し、平成 28 年 4 月に養成機関に在学している者から適用する。